

生徒心得

高校生としての品位を保ち、また、群馬県立高崎東高等学校の生徒としての自覚と誇りを持ち、生徒各自が自主・自律の精神を持って主体的に行動しよう。

本校の教育目標に則り、心身を錬磨し自らの価値観を高め、堅固な意志を持って、力強く生き抜く人間になろう。

学校生活規則

この規則は、群馬県立高崎東高等学校という共同社会において、すべての生徒が、良い学習環境を維持し、生活上の安寧を確保するために、各自が遵守しなければならない最低限の規則を定めたものである。

これは、地域社会から負託された公教育の秩序を維持するために必要であり、その基本となる精神は、自他の尊重・健康・安全の確保及び公共施設の保全にある。

1. 登下校時刻

- (1) 始業時刻（８時４０分）までに余裕を持って登校する。
- (2) 校舎の最終点検時刻（１８時００分）までに下校する。それを過ぎて残留する場合は、部顧問、学級担任等の許可を得て、その指示に従う。

2. 欠席等の連絡

- (1) 欠席、遅刻、早退等については、以下の手続きをとる。
 - ① 欠席、遅刻、早退等をする場合には、原則として保護者が学校に連絡する。
 - ② 当日の朝８時２５分までに、「スマート連絡帳」を利用して連絡する。対象日より前に日付を指定し入力してもよい。ただし、考査実施日等特別な日については電話を併用して連絡する。
 - ③ 当日、電話で連絡する場合には、朝８時００分～８時２０分に行く。
 - ④ 前もって予定している場合には、事前に学級担任に申し出る。
 - ⑤ 早退もしくは欠課をする場合には、学級担任および教科担任に許可を得て、その指示に従う。また、体調不良の場合には養護教諭に相談し、その指示に従う。
- (2) 忌引等の場合には、以下の手続きをとる。
 - ① 忌引の場合には、前記（１）の手続きに加え、事後に所定の『忌引届』を提出する。
 - ② 病気等の理由で引き続き７日以上欠席する場合には、学級担任に連絡し、その指示により医師の診断書を提出する。

3. 校内生活

(1) 遅刻

遅刻した場合には、玄関から直接、職員室東入口へ向かい、所定の『遅刻届』を提出し、教頭の指導を受け、その指示に従う。

(2) 校外への外出

登校後、下校までの間は、校外への外出を禁止する。やむを得ない事情がある場合には、所定の『外出許可願』を提出し、学級担任等の許可を得て、その指示に従う。

(3) 携帯電話

- ① 校内への持ち込みは自由とする。ただし、「生徒個人票」の所定欄に生徒本人の携帯電話番号を記入し。それをもって「携帯話校内持ち込み届」とする。

- ② 登校後は直ちに、電源を切り、貴重品ロッカーに格納し施錠する。
 - ③ 帰りのホームルーム以降（掃除時間を含む）校舎外使用を許可する。放課後の部活動時での使用については顧問の承諾を受け使用しても良い。
 - ④ 万が一違反した場合には、生徒指導部の指示に従う。
 - ⑤ 使用する際には、自他の権利を尊重し、ルールとマナーを遵守すること。
- （４）貴重品管理
- ① 登校後は直ちに、貴重品ロッカーに格納し施錠する。カギは生徒自ら用意する。
 - ② 学校行事等の場合は、別途指示に従う。
- （５）校内施設利用
- ① 校内において無断で火気を取り扱わない。
 - ② 校内の電源を無断で使用しない。
 - ③ 校内の施設および備品を使用する場合には、責任者を明らかにし、関係職員に申し出、許可を得て、その指示に従う。
 - ④ 掲示物を校内に掲示する場合には、関係職員に申し出、生徒指導部の許可を得て、その指示に従う。
 - ⑤ 共用の場、とくに水飲み場やトイレ、更衣室を利用する場合には、他の人のことを配慮する。更衣室に私物を放置しない。
 - ⑥ 体育館の靴箱に私物を放置しない。
 - ⑦ エレベーターを使用しない。特別な事情により、使用が必要な場合には学級担任に申し出、「エレベーター使用許可願」を提出し、生徒指導部の許可を得て、その指示に従う。
 - ⑧ 北校舎と南校舎をつなぐ３階の屋上通路は、雨天時や凍結時など危険が予想される場合には通行しない。
 - ⑨ 北校舎と南校舎の間にある中庭は、雨天時等を除き、上履きのまま利用してもよい。ただし、校舎に戻る際には上履きの裏を入口のマットで丁寧に拭く。
 - ⑩ 中庭のベンチは傷みやすいので、より丁寧に利用する。（創立４０周年２０２３年９月に修繕）
 - ⑪ 部室等、部活動に関わる施設については、部顧問の指示に従い。施錠等の管理を徹底する。部室カギ管理規則（２０２３年１０月２４日施行）を遵守する。（「置きカギ」は厳に禁じる。）休み時間に部室を利用しない。昼食場所として使用しない。
- （６）生活全般
- ① 全教科の授業、ホームルーム活動。総合的な探究の時間、学校行事に全力で取り組む。
 - ② 予習・復習を充分に行い。各教科の課題に取り組み、家庭学習時間の確保に努める。
 - ③ 清掃当番や、週番。学級役員等の仕事に責任を持って取り組む。
 - ④ 課外授業、模擬試験、実用英語技能検定等に積極的に取り組む。
 - ⑤ 部活動、生徒会活動等の課外活動に積極的に取り組み、文武両道を追求する。
 - ⑥ 挨拶を励行する。
 - ⑦ 職員室等に入る際には、ノックし、挨拶、学年・組・氏名・用件を述べる。バッグ、コート等を置いてから入室する。ただし、試験１週間前より入室禁止となる。
 - ⑧ 呼名された時には大きな声で返事をする。

- ⑨ 授業の開始と終了の挨拶の時は、号令を合図に、イスを机の下に入れ起立する。
- ⑩ SHR や授業中に、飲食物を机上に置かない。授業中にやむを得ず水分補給をする場合には、授業の進行の妨げにならないよう十分に配慮をして行う。
- ⑪ 授業中に授業担当教師の許可無く自席を離れない。
- ⑫ 授業中に髪をとかしたり、許可無く鏡を取り出したりしない。
- ⑬ 校服を教室や部室等に置いたまま下校しない。
- ⑭ 校外から持ち込んだゴミは持ち帰る。率先して校内の美化に努める。
- ⑮ 持ち物に記名し自己管理する。ロッカーの上に私物を放置しない。傘立てに傘を放置しない。
- ⑯ 上履きと下履きの区別をつける。
- ⑰ 校内で歩きながら飲食しない。校舎外で昼食をとる場合は玄関付近等来校者の目に触れる所を避ける。
- ⑱ 他人の物に無断で触れたり、覗き見したりしない。
- ⑲ 個人情報やそれに類するものの取り扱いには十分注意をし、流出させない。
- ⑳ からかい、悪口、仲間外れ、誹謗中傷等、いじめ行為を絶対に行わない。
- ㉑ SNS 等を介して知り合った人と安易に会わない。
- ㉒ 法に抵触する行為を行わない。
- ㉓ 交友関係、とくに男女交際については常に良識をわきまえ、周囲に不快感や嫌悪感を抱かせることが決してないよう、配慮する。
- ㉔ 「長期休業中の生活心得」等、特別に指示される内容に十分留意し、遵守する。
- ㉕ 保護者宛ての印刷物等が配付された場合には必ず保護者に届ける。

(7) 定期考査、校内実力テスト、模擬試験等の受験

- ① 受験前に行うべきこと。
机の中をカラにする。机、イスの落書きを消す。手などに文字を書かない。バッグ等の荷物は廊下に出す。机の横に物を掛けない。膝掛けを使用しない。インターネット機能付き時計を使用しない。
- ② 開始の合図で筆記具を持ち、終了の合図と同時に筆記具を置く。
- ③ 正々堂々と受験し、疑わしい、あるいは、紛らわしい行為をしない。特別な事情がない限り、問題用紙を上に掲げることは控える。
- ④ その他、別に定める『受験上の注意』に従う。

(8) Chromebook 等個人端末の使用上の注意

- ① 学びの質を高めることを使用目的とする。
- ② 授業中は授業担当教師の指示に従う。
- ③ 休み時間。始業前、放課後等を使うことは可とするが、本校の教育活動に関係のないサイトを見たりする等、上記①の使用目的から逸脱しないようにする。
- ④ 使用していない時は放置せず、貴重品ロッカーに入れるか、自宅に持ち帰る。
- ⑤ 充電は自宅で行う。
- ⑥ Google Classroom をこまめにチェックする。
- ⑦ その他、詳細については別途指示に従う。

4. 自転車通学

(1) 許可要件

- ① 「自転車通学許可願」(年度ごとに更新)を提出すること。
- ② 自転車防犯登録をすること。
- ③ 自転車保険(加害事故に備えた損害賠償責任保険)に加入すること。
- ④ 整備された安全な車体であること。校内におけるパンク修理等は自己責任で行うこと。
- ⑤ 交通法規を守ること。とくに、「自転車安全利用五則」を厳守すること。

「自転車安全利用五則」

- 1 車道が原則,左側を通行。
歩道は例外,歩行者を優先。
- 2 交差点では信号と一時停止を守って,安全確認。
- 3 夜間はライトを点灯。
- 4 飲酒運転は禁止。
- 5 ヘルメットを着用。

- ⑥ ヘルメットを正しく着用すること。
- ⑦ 交通マナーの向上に努めること。
- ⑧ 本校所定の鑑札ステッカーを見やすい箇所に貼付すること。その際は旧年度のものを剥がすか,あるいはその上に重ねて貼ることとする。自転車を廃棄したり本校を卒業したりする場合はステッカーを剥がすか,目隠しシールを貼る。
- ⑨ 校内では指定場所に駐輪し,施錠すること。正規の駐輪区画に合わない場合には『特別区画使用願』を提出すること。ヘルメットは自己管理すること。
- ⑩ 生徒指導部による自転車点検に合格すること。万が一,不備・違反等があった場合は,その指導に従うこと。点検項目には「雨合羽の携行」を含む。

(2) 車両要件

道路交通法上,自転車は「軽車両」と位置づけられる。

“JNK” ～自転車も乗れば車の仲間入り～

- ① TSマーク*やBAAマーク**が貼付されている等,整備された安全な車体であること。
いる。)

* Traffic Safety 損害賠償責任保険が付帯されている。

** Bicycle Association Approved

- ② ハンドル,サドルが自身の体型に合っていること。
- ③ ライト,ベル,反射板が付いていること。
- ④ 安全点検の励行 “ぶたはしゃべる”

～ブレーキ,タイヤ,反射板,車体(ハンドル・サドル・チェーン),ベル～

- ⑤ スポーツタイプの車両はスピードが出やすく事故が起きたときの危険性が高いこと。ライト,反射板,スタンドなど追加購入が必要な場合があること。等の理由から“普通自転車”の方が望ましい。

- ⑥ 例外的に歩道を通行できるのは、長さ 190cm 以内、幅 60cm 以内の車体である。
- ⑦ 本校の駐輪場はタイヤ受けの幅が 47～50mm であるので、それに合うタイヤであること。ちなみに、普通のタイヤは幅 35mm である。
- ⑧ 本校の駐輪場は上下 2 段構造であるので、電動アシスト自転車等、重量が大きな車体には適さない場合がある。
- ⑨ 特定小型原動機付自転車に該当する、性能上の最高速度や大きさが自転車と同程度の電動キックボード等（道路交通改正法 2023 年 7 月 1 日施行）での登下校は禁止する。

（３） 乗車時の注意事項

- ① 命を守るためにヘルメットを正しく着用する。
- ② 車道の左側走行，一列走行，一時停止など，法令を遵守する。
（並走は前方不注意につながり，加害事故の危険性を高める。事故の多くは一時停止の不履行が原因である。）
- ③ 発車時ならびに横断開始時の安全確認を行う。
- ④ 歩道走行する場合は，歩行者の安全を優先し，歩道の車道寄りを徐行する。
（民地寄りを走行すると，出てくる車から見えにくいため，危険性が高まる。）
- ⑤ 段差の有る箇所では転倒しやすいので十分注意する。
- ⑥ 水路の蓋やマンホールの蓋は滑りやすいので，雨天時などは特に注意する。
- ⑦ 運転中にスマホを操作したり，イヤホンを着したり，傘を差したりしない。
- ⑧ 雨合羽は，機能的で安全性の高いものを着用する。
- ⑨ 交通マナーの向上に努める。
毎月 15 日は群馬県「自転車マナーアップデー」5 月は「マナーアップ運動強化月間」。
高校生の通学時 1 万人当たりの自転車事故件数で，群馬県は全国ワースト 1 である。
- ⑩ 本校正門脇の通用門あるいは西門を入った後は，自転車を降り，所定の駐輪場所まで安全に留意しながら押していく。（心を平穏にして一日の始まりを迎える効果も望める。）

（４） 事故への対応

- ① 周囲の安全を確保した後，直ちに，警察・保護者・学校に連絡する。登校時間中は保護者との連絡が円滑に取れる態勢を保つことが望ましい。（緊急時にスマホを積極的に活用する）
- ② 相手の名前・住所・連絡先を必ず確認する。
- ③ 自分が怪我をした場合には医療機関で診察・治療を受ける。（時間を経て異常に気付く場合があるので注意する）
- ④ 相手が怪我をした場合には，救急車を呼ぶ等，丁寧に対応する。
- ⑤ 相手の車両の破損が軽微な場合についても必ず立ち止まり丁寧に対応する。
- ⑥ 自転車どうしの事故の場合についても，現場においてきちんと対応する。保険適用やトラブル防止のためにも警察を入れて事故処理をする。
- ⑦ 必要に応じて保護者が保険会社へ連絡する。
- ⑧ 学級担任あるいは生徒指導部交通安全指導係による指導を受け，原則として事故後 3 日以内に『交通事故報告書』を提出する。

5. 保護者等の車による送迎

- ① 通常時間帯での送りの場合には、指示された迂回路を通して、正門前に停車し速やかに降車する。ただし、積載してきた自転車を下ろす場合には、正門を入り安全を確認して行う。
- ② 迎えの場合には、前記①の迂回路を通らず、直接正門を入り所定の区画に駐車し、乗車する。
- ③ 状況により、特別な進路を指示したり、時間差による送迎を指示したりする場合がある。
- ④ 特に、朝は本校生、近隣の中学生、高校生らの自転車および地域住民の車が交錯するので、搭乗している生徒は、順路の案内指示、下車位置の指示等、運転手をサポートすること。

迂回路の地図 ～通常時間帯における送りの場合～



6. 校外生活

- ① 外出する場合は、行き先・目的・帰宅予定時刻等を保護者に伝える。

- ② 夜間外出（午後 10 時～午前 4 時）をしない。
- ③ 外泊は必要な場合に限り、その場合も保護者の了解を必ず得る。
- ④ 暴走族、チーム等に絶対に加入しない。
- ⑤ 盛り場や、条例等で出入りを禁止されている娯楽場等、好ましくない場所へは立ち入らない。
- ⑥ 事故を起こしたり、法規違反したり。補導を受けたりした場合は、速やかに学級担任に報告する。
- ⑦ アルバイトをする場合は、事前に学級担任に相談し、別途「アルバイト規程」に基づく指示に従い。必ず届出を行う。
- ⑧ 海外旅行をする場合は、事前に学級担任に申し出、「海外旅行届」を提出し、指示に従う。
- ⑨ 学校外団体の諸行事に生徒だけで参加する場合には、必ず事前に学級担任に申し出、指示に従う。

7. 服装規程 I

（1） 校風の着用

- ① 登下校時および学校に在る間は、指示（部顧問による指示を含む）がある場合を除き、常に校風を着用する。
- ② 第 1 限（最初）の授業が体育の場合は、登校後に着替え、体育着で朝 SHR および朝学習に臨んでよい。ただし、登校は校風でなければならない。第 6 限（最終）の授業が体育の場合は、校風に着替えず、帰り SHR および清掃に噓んでよい。ただし、下校は校風でなければならない。（授業や清掃を円滑に行うため。更衣室の混雑を避けるため。）
- ③ 土曜日、日曜日、祝日、長期休業中等において、部活動のみの場合は、本校指定の体育着または所属する部活動のジャージ等を着用して登下校してもよい。課外講座や模擬試験に参加する場合は、その終了後に部活動があるとしても、校風で登校すること。（その前に部活動がある場合はジャージ等での登校可。ただし、課外・模試では校風とする。課外や模試の後に部活動があった場合には下校時にジャージ等でも可。）
- ④ 特別な事情により、校風の着用が困難な場合には学級担任に申し出、『異装許可願』を提出し、生徒指導部の許可を得て、その指示に従う。（登校時に雨に濡れた場合等も含む。）

（2） 校風の補正

- ① 校風を許可なく改造してはならず、上衣・下衣の補正または補修の必要性が生じた場合には、学級担任に申し出、『補正依頼書』の発行申請をする。
- ② 発行された『補正依頼書』を、校風とともに購入先に持参し、補正・補修を依頼する。
- ③ 終了後、「補正確認書」を生徒指導部に提出する。

（3） 校風の型分類

I 型「ゆったりシルエット」

II 型「すっきりシルエット」

（4） スラックスの丈

- ① ベルトをきちんと締め、裾をずったり踏んだりして履かない。
- ② ベルトは黒色または茶色で、校風と調和のとれたものにする。

(5) スカートの丈(裾の位置)

膝の中央線にかかる程度とする。

(6) 衣替え等の時期

① 冬服

4月1日～5月31日, 10月1日～3月31日

② 夏服

6月1日～9月30日

③ 衣替え

6月1日, 10月1日

④ 完全夏服

7月1日～8月31日

⑤ 完全冬服 11月1日～4月30日

⑥ 移行期間(衣替えの前後各1か月間)5月1日～6月30日,9月1日～10月31日

⑦ 防寒着許可期間 11月1日～3月31日

(7) 靴

① スニーカーでも運動靴でもよいが,校服と調和のとれたものとする。

② 革靴の場合は,黒色または茶色とし,校服と調和のとれたものとする。

③ 靴底やヒールは高くなく,安全なものとする。

④ 体育の授業等においては,動きやすく,安全なものとする。

⑤ 上履きおよび体育館シューズは本校指定のものとし,必ず記名する。

8. 服装規程Ⅱ

(1) 正装

儀式的行事に臨む際には,原則として,下記に示す正装とする。

儀式的趣旨を十分理解し,それに相応しい身だしなみ,ならびに,態度で臨むこととする。

① 校服

・本校指定のジャケット,および,スラックスまたはスカートとする。校章はつけない。

・ジャケットのボタンを全て留める。

② ワイシャツ

・本校指定のもの(長袖)とする。

・第一ボタンまで留め,ネクタイをきちんと着ける。

③ 靴下

・無地の,紺または黒色に限るが,紺色の方がより校服に調和する。

・丈はスラックスの場合,ふくらはぎの真ん中くらいの長さ(レギュラーソックス)で,イスに座ったときに肌が見えないものとする。

・丈はスカートの場合,ふくらはぎを越えて膝下まである長さ(ハイソックス)とし,それより短くても長くても不可とする。

④ 夏服仕様の正装

・本校指定のジャケットを着用しない。

- ・本校指定のワイシャツ(長袖)を着用し、ネクタイは着けない。
- ・本校指定のポロシャツは不可とする。

⑤ 移行期間の正装

- ・原則として、冬服仕様の正装とする。

⑥ その他

- ・正装の場合、本校指定のベスト(任意購入)は不可とする。(正装の仕様からは除外する。)
- ・正装の場合、防寒着を不可とする。
- ・スカートを着用する場合、ストッキングおよびタイツは不可とする。

(2) 平常時の服装

① 冬服

- ・本校指定のジャケット、および、スラックスまたはスカートとする。
- ・ジャケットのボタンは留めなくてもよい。
- ・ジャケットの袖をめくった状態で着用してはならない。
- ・本校指定のワイシャツに、ネクタイをきちんと着ける。

② 夏服

- ・校服の本校指定のジャケットを着用しなくてもよい。
- ・本校指定のワイシャツ(長袖)でもよい。その場合、ネクタイや本校指定のベストの着用は任意とする。ただし、ネクタイを着けずにワイシャツとジャケットの組合せは不可とする。
- ・本校指定のポロシャツでもよい。その場合は裾を外に出して着用してもよい。ポロシャツのボタンは襟の左右を含め、全て留める。(一番上にボタンはもともとついていない。)
- ・本校指定のポロシャツの上に、ジャケットを着用してはならない。
- ・ジャケットの袖をめくった状態で着用してはならない。

③ 本校指定のベスト(夏冬兼用の生地で任意購入)

- ・夏服期間に、本校指定のワイシャツの上に着用してよい。その場合、ネクタイやジャケットを着用しなくてもよい。(ネクタイを着けずにワイシャツとジャケットの組合せは不可)
- ・冬服期間に、本校指定のワイシャツの上に着用してよい。その場合は、ネクタイを着用すること。

④ 靴下

- ・無地で、黒、紺、白色のいずれかとする。
- ・ワンポイントまでは可とする。ただし、ラインが入っていたり、ワンポイントの域を明白に超える大きさや面積であったりするものは不可とする。
- ・丈はくるぶしが隠れる長さ(ショートソックス)から膝下の長さ(ハイソックス)までを可とする。くるぶしが見えるほど短い丈のものは靴下ではないことから不可とする。
- ・靴下を緩め、下ろして履かない。

(3) ストッキング

- ・ストッキングは無地、無柄で、ベージュ色のものとする。
- ・正装でスカートを着用する場合、ストッキングを履くことは不可とする。
- ・スカートを着用する場合、ストッキングの上に靴下を履かなければならない。

(4) インナー

① 上衣

- ・白色を基調としたものとする。
- ・絵や文字が大きく描かれているものは不可とする。
- ・襟は、タートルネックやハイネックは不可とする。
- ・シャツやポロシャツの襟や袖からはみ出さないものとする。

② 下衣（スラックスを着用する場合）

- ・スラックスの下にロングスパッツ、レギンスやタイツ等を履く場合は、無地で、黒色または紺色に限る。
- ・スラックスの下に本校指定の体育着を履く場合は、はみ出さないこととする。

（５）防寒着

① 適用期間

- ・11月1日～3月31日とする。ただし、正装の場合は、防寒着を不可とする。
- ・適用期間以外においてはインナー等で調整することとする。

② 脚まわり

- ・タイツは無地、無柄で、黒色またはベージュ色とする。
- ・スカートを着用する場合、タイツの上あるいは下に靴下を重ねて履くことは不可とする。
- ・スカートを着用する場合、ロングスパッツやレギンス等を履くことは不可とする。
- ・体操着のズボンでの登下校を認める。ただし、埴輪スタイルは禁止とする。
- ・自転車通学の場合、レッグウォーマーの着用を認める。ただし、無地で黒、紺、白色のいずれかとし、校舎に入る前に脱ぐこととする。
- ・毛足の長い厚手の靴下は不可とする。

③ カーディガンやセーター類

- ・黒色または紺色に限り、チャコールグレーは不可とする。
- ・必ずその上に校服の上着を着なければならず、上着からはみ出さないこととする。
- ・Vネックタイプとし、ワイシャツやブラウスの襟元が隠れる丸首タイプは不可とする。

④ コート類

- ・自転車通学の安全性を損なう形状や長さのものは不可とする。
- ・パーカー、デニムジャケット、革ジャンパー、スタジアムジャンパー等、カジュアル過ぎるものは不可とする。
- ・本校以外の校名等が入っているものは不可とする。

⑤ 膝掛け

- ・授業中に使用してもよい。
- ・授業中、起立する際（挨拶、指名の場面など）は、イスに置く。
- ・廊下を移動する際は畳んで持つこととし、腰に巻いたり、肩に掛けたりすることは禁止する。
- ・定期考査等においては、不正行為防止のため使用を禁止する。

９．頭髪等の規程

（１）頭髪

- ① 清潔感があり、端正な髪型とする。

端正；姿が整っていて立派であること。乱れたところがなく見事であること。

- ② 前髪の長さは目にかからない程度とする。
- ③ 髪をまとめる場合には黒、紺、茶色等の低彩度のゴムを使う。
- ④ 髪飾りをつけない。
- ⑤ 髪を巻いたり、パーマをかけたり、染色したり、脱色したりしない。
- ⑥ 上記①～⑤の各事項に関して特別な事情がある場合には速やかに学級担任に申し出、生徒指導部の指示に従う。（入学後直ちに申し出することでトラブル防止につながりやすい。）

（２） その他

- ① 化粧をしない。色付きリップクリームを使わない。
- ② 香水や整髪料等を使わない。
- ③ カラーコンタクトレンズを着けない。
- ④ 眉毛を過度に加工したり、描いたり、染色したりしない。
- ⑤ 睫毛を加工しない。
- ⑥ ピアスの穴を開けない。
- ⑦ 手の爪の長さは、手のひらをかざした状態で見えない程度とする。
- ⑧ マニキュア、ネイルアート等、手足の爪を加工しない。
- ⑨ 制汗剤ハンドクリーム、洗濯の柔軟剤等、過度に匂いを発しないよう配慮する。
- ⑩ 上記①～⑨の各事項に関して特別な事情がある場合には速やかに学級担任に申し出、生徒指導部の指示に従う。（入学後直ちに申し出することでトラブル防止につながりやすい。）

10. 運転免許に関する規程

Ⅰ 普通自動車（準中型自動車・自動二輪車を含む）

（１） 利用条件

通学については群馬県教育委員会「県立学校生徒の二輪車及び四輪車に関する交通安全指導の取組方針」に従うこととする。

（２） 教習受講資格

- ① 進路が内定した者。
- ② 第2学期末の評定において、成績不振科目を有しない者。
- ③ 素行に関して問題が無く、他人に迷惑をかけず、欠席・遅刻・早退数が著しく多くない者。
- ④ 道路交通法・自転車安全利用五則を遵守している者。

原則として、上記①～④の全てを満たすこととする。ただし、全てを満たしてはいないが、特別な事情により受講を希望する場合には、学級担任に申し出、生徒指導部の指示に従う。

（３） 教習に関する規程

- ① 受講開始については、原則として、大学入学共通テスト本試験以降とする。なお、大学入学共通テストを受験しない者が第1回の対象者であるが、特別な事情により、それ以前からの受講開始を希望する場合には学級担任に申し出、指示に従う。
- ② 早期受講開始の場合。定期考査の1週間前から終了までは受講してはならない。
（終了日は可とする。）
- ③ 教習のために授業や学校行事、申し込んだ研修やイベント行事等を欠席してはならない。

- ④ 教習に関する学習を校内で行ってはならない。
- ⑤ 教習所の送迎車で本校から乗り出すことは禁止する。
- ⑥ 教習所の自転車搬送サービスを、本校から利用することは禁止する。
- ⑦ 教習中は、高崎東高生として節度ある行動をとることとする。

(4) 免許取得に関する規程

- ① 本免許取得試験は原則として、本校卒業後に受けることとする。
- ② 不正免許取得や上記「教習に関する規程」に違反した場合には、厳正な指導措置をとる。
- ③ 本校在学中における自動車の運転は禁止する。

(5) 教習所入所届の提出

I 期；進路内定者で冬休みから受講を始める予定の者。

- ① 12月中旬に『入所届』を学級担任に提出する。
- ② 2学期終業式を目安に『入所届受理証明書』の交付を受ける。

II 期；共通テスト本試験以降、家庭学習期間目安に受講を始める予定の者。

- ① 1月中旬に『入所届』を学級担任に提出する。
- ② 2月以降順次、『入所届受理証明書』の交付を受ける。

I 期、II 期ともに、生徒指導部より具体的な期日が指示された場合にはそれに従う。

上記(3)①により、特別な事情で早期受講開始の場合には別途指示に従う。

I 原動機付自転車

(1) 利用条件

通学について群馬県教育委員会「県立学校生徒の二輪車及び四輪車に関する交通安全指導の取組方針」に従うこととする。

ア 利用できる生徒は、次の①～④のいずれかに該当する生徒に限る。

- ① 公共交通機関の無い山間地からの遠距離通学など、登校に著しい支障をきたす者。
- ② 定時制・通制課程に在学する生徒のうち、通勤・通学上やむを得ない事情がある者。
- ③ 家庭事情により恒常的に家業の手伝いを必要とする者。
- ④ その他特別な事情がある者。

イ 原則として、学校管理下以外での利用は禁止する。

ウ 利用は原動機付自転車（50cc 以下）に限る。

エ 任意保険に加入していない車両の利用は禁止する。

(2) 免許取得条件

前記(1)の利用条件を十分理解し、免許取得を希望する場合、次の条件①～④を全て満たすこととする。

- ① 道路交通法・自転車安全利用五則を遵守している者。
- ② 成績不振科目を有しない者。
- ③ 素行に関して問題が無く、欠席・遅刻・早退数が多くなく、課題等の提出状況を良好であり、他の模範となる行動をとれる者。
- ④ 免許取得後の安全指導に、保護者等が責任を持って当てることのできる者。

(3) 免許取得手続

- ① 免許取得を希望する者は学級担任に申し出、学級担任および学年主任の指示に従う。
- ② 学級担任を通し所定の手続きを行い、当該学期末に保護者等が同席し、生徒指導部より説明を受けた後、受験する。

(4) 免許取得後の原動機付自転車の利用

前記(1)の県教委の指導取組方針に加え、次の諸事項に従うこととする。

- ① 『原動機付自転車通学許可願』を提出する。
- ② 『原動機付自転車通学許可証』および鑑札ステッカーの交付を受ける。
- ③ 鑑札ステッカーを原動機付自転車の所定の位置に貼付する。
- ④ 長期休業中に、二輪車普及安全協会等が主催する安全運転講習に参加し、安全運転技術の向上と交通法規・マナー遵守の徹底を図る。

※不正免許取得や利用規則違反等が発覚した場合には特別指導の対象とする。

附則 この『運転免許に関する規程』は、

2016（平成28）年4月1日より施行する。

2019（平成31）年4月1日に改正する。

2021（令和3）年4月1日に改正する。

2023（令和5）年4月1日に改正する。

以上